

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中嶋 昭 雄

〔定期監査〕

令和5年7月14日および9月29日告示分

監査対象：第四保育所

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、毎月1回の残高確認で、その月に金銭の動きがないときは確認していない会計があったので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 現在、金銭の動きのない会計についても保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、毎月1回全ての会計について適切な事務処理を行っております。

監査対象：老上西小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿がなかった。また、毎月1回の残高確認行為について、4月～12月分をまとめて確認し、各月の確認の調書を作成していたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 毎月末に通帳と金銭出納簿等を照合して適正に処理を行っております。

監査対象：玉川小学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① スポーツ振興センター会計について、決算書が作成されていなかった。また、毎月1回の残高確認について、複数の会計において複数月をまとめて行われていたため、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p>	<p>① スポーツ振興センター会計の決算書を作成しました。また、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り適切な事務処理をすること、毎月1回の残高確認をすることを職員に周知し、実施しています。</p>

監査対象：笠縫東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① スポーツ振興センター会計については、伝票および毎月1回の残高確認が行われていなかった。また、複数の会計において、毎月1回の残高確認が複数月まとめて行われていたため、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p>	<p>① スポーツ振興センター会計については、ファイルを作り、伝票を保存し、毎月1回の残高確認を行うようにしました。また、他の会計においても毎月1回の残高確認を確実にを行うように改善しました。</p>

監査対象：草津中学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① AEDの点検において、体育館設置の1台は10日以上点検できていないことが複数あったので、AEDの点検は、毎日、実施されるよう改善されたい。</p>	<p>① 学校保健委員会の委員(教頭、養護教諭、保健主事)および部活動顧問が分担し、長期休業中も含め、毎日下校指導時や部活終了時に体育館内の施錠とともにAEDの点検を行うこととし、改善を図りました。</p>

監査対象：生活安心課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 草津市準公金取扱要領第4条第4項の確認において、準公金管理者は、管理する準公金について、通帳残高と実際の残高（現金保管分および通帳残高）が一致しているか、適正に確認されたい。なお、資金前渡の必要があるときは、適正な手続きにより処理を行い、確実に精算されたい。</p>	<p>① 毎月1回所属長が行っている確認の際、通帳・現金出納簿等の内容に相違箇所がないよう管理を徹底しています。また、資金前渡が必要な場合は、資金前渡調書を作成して出金し、適正に資金を管理した上で、執行後に精算処理を行うよう改善しました。</p>